

## 第3部 生活排水処理基本計画

# 第1章 生活排水処理の現状

## 第1節 生活排水の現状

本市の生活排水処理率は、函館市公共下水道事業計画や函館市上下水道経営ビジョンに基づく下水道整備事業の進展のほか、合併処理浄化槽の新設などにより年々上昇し 2023 年度（令和5年度）には 90.1%になっています。

生活排水処理率および処理形態別人口の推移

単位：千人

区 分	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5) (基準年)
計画処理区域内人口（行政区域内人口）= A	256.2	252.6	248.8	245.2	241.2
(1)水洗化・生活雑排水処理人口= B	227.4	225.1	222.6	219.9	217.3
①公共下水道	224.0	221.6	219.1	216.7	213.8
②合併処理浄化槽	3.4	3.5	3.5	3.2	3.5
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2.8	2.7	2.6	2.7	2.3
(3)非水洗化人口	26.0	24.8	23.6	22.6	21.6
生活排水処理率 = B / A (%)	88.8	89.1	89.5	89.7	90.1

※ 各年度9月末で算出

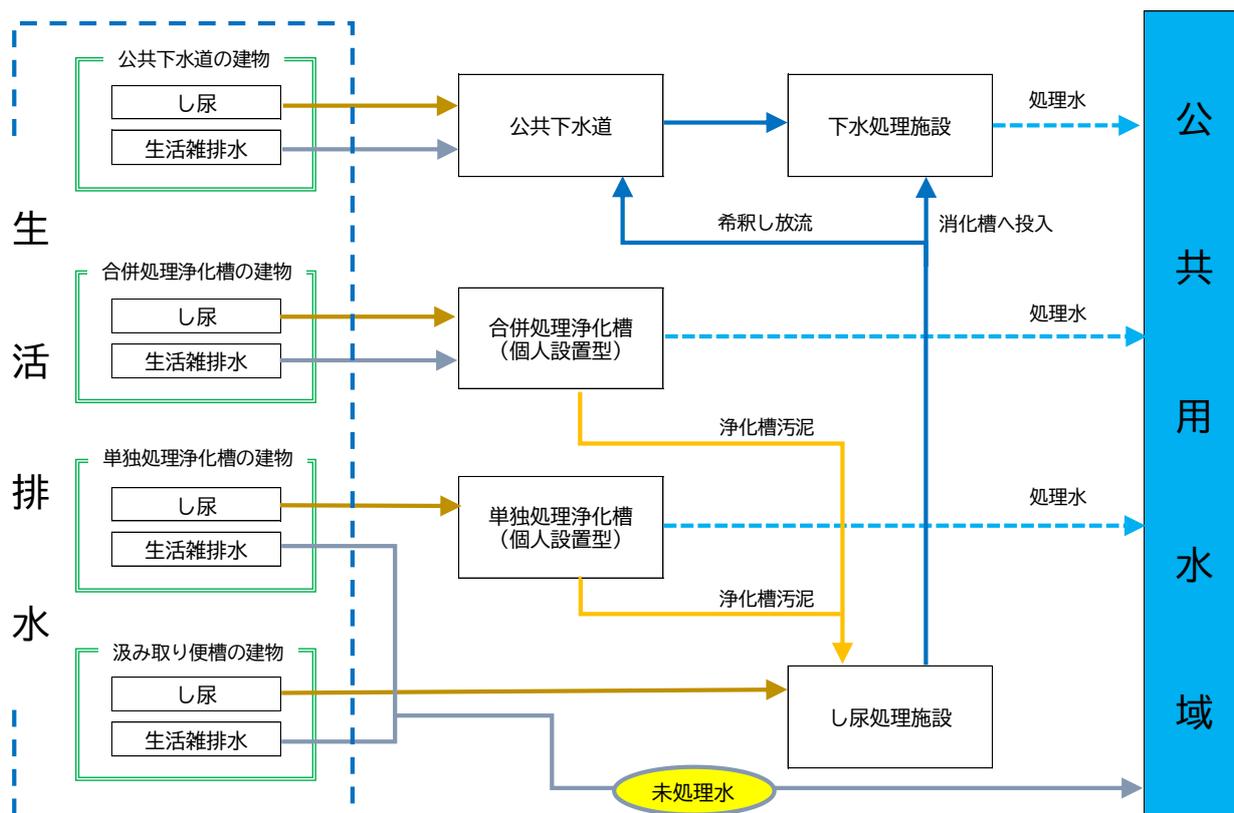
## 第2節 生活排水の処理主体および処理フロー

### 1 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は次のとおりです。

処理施設の種類の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水処理施設	し尿, 生活雑排水	市, 一部事務組合
合併処理浄化槽	し尿, 生活雑排水	各設置者
単独処理浄化槽	し尿	各設置者
し尿処理施設	し尿, 浄化槽汚泥	市

## 2 生活排水の処理フロー



### コラム 水をきれいにする合併処理浄化槽って何？

「合併処理浄化槽」とは、家庭から出る生活排水（し尿と台所、お風呂、洗濯などの排水を併せたもの）を浄化することができる設備のことで、水をきれいにする効果が高くなっています。

一方、「単独処理浄化槽」とは、し尿だけを処理する設備のことで、台所、お風呂、洗濯などの生活雑排水はそのまま河川に流されてしまい、現在は新規の設置許可は認められていません。

また、現在、単独処理浄化槽を設置している家庭でも、生活雑排水にも対応した「合併処理浄化槽」への転換が求められています。

## 第2章 基本方針と処理計画

### 第1節 基本方針

本市の生活排水は、下水道事業計画区域内では公共下水道、それ以外の区域では合併処理浄化槽により処理することを基本とします。

### 第2節 処理計画

#### 1 生活排水の処理計画

生活排水の処理は、下水道事業計画区域内では下水道整備を推進し、それ以外の区域では、合併処理浄化槽設置を促進するほか、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、良好な水環境を保全することで快適で衛生的な生活環境を確保します。

これにより、2034年度（令和16年度）の生活排水処理率は92.9%以上を目標とします。

生活排水の処理目標および処理形態別人口内訳

単位：千人

区 分	2023 (R5) (基準年)	2030 (R12) (中間目標年)	2034 (R16) (目標年)
計画処理区域内人口（行政区域内人口）＝A	241.2	216.1	202.6
(1)水洗化・生活雑排水処理人口＝B	217.3	199.9	188.1
①公共下水道	213.8	195.8	183.7
②合併処理浄化槽	3.5	4.1	4.4
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	2.3	2.2	2.2
(3)非水洗化人口	21.6	14.0	12.3
生活排水処理率＝B/A（%）	90.1	92.5	92.9

※ 各年度9月末で算出

#### 2 し尿処理施設の処理計画

家庭や住宅併用の事業所における汲み取り便槽のし尿は、市（委託）が収集運搬を行っており、それ以外の事業所における汲み取り便槽のし尿のほか、浄化槽汚泥は、許可業者が収集運搬を行っています。

収集されたし尿および浄化槽汚泥は、市のし尿処理施設に搬入され、前処理を行った後に下水処理施設に投入、または希釈して公共下水道に放流し処理しています。

下水道整備や合併処理浄化槽設置の促進により、2034年度（令和16年度）の汲み取りし尿の処理量は25,825kℓ以下、浄化槽汚泥の処理量は4,698kℓ以上を目標とします。

## し尿等の処理量の目標

単位：kℓ

	2023 (R 5) (基準年)	2030 (R 12) (中間目標年)	2034 (R 16) (目標年)
汲み取りし尿	41,995	28,847	25,825
浄化槽汚泥	4,508	4,588	4,698

## 第3節 施策の展開

### 1 普及促進に係る支援

下水道事業計画区域では、改造資金の貸付制度により汲み取り便所の水洗化を図り、それ以外の区域では、合併処理浄化槽の設置費補助制度等により合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を図ります。

### 2 啓発活動等

ホームページ等の各種広報媒体により、生活排水が環境に与える影響や生活排水処理の必要性などを啓発するとともに、浄化槽の指定検査機関や保守点検業者と連携のうえ、適正な維持管理を確保します。

